

制定	1991年	11月	12日
改正	1995年	6月	28日
改正	2011年	10月	3日
改正	2014年	5月	10日
改正	2018年	3月	1日

会誌委員会規定, 校閲委員会規定

日本液体微粒化学会

1. 総則

本規定は日本液体微粒化学会会則（1991年8月27日より施行）第3条2項の目的のために、日本液体微粒化学会誌『微粒化』（以下、学会誌と称す）を編集し、発行するための規則である。

2. 学会誌の編集と発行

学会誌の編集と発行は、会則第12条3項により理事会の議決に基づき、会誌委員会で行う。

3. 会誌委員会の実務と会誌委員の選任

会誌委員会は、当該委員会規定、校閲委員会規定、投稿規定および執筆要項に基づき、学会誌の編集と発行の実務を行う。当該委員会は、学会誌の印刷を（株）学術出版印刷に発注し、印刷業務を監督する。また、当該委員会は、学会誌発行に関する予算案、年間の発行号数、内容および編集方針等を明らかにし、理事会の承認を得る。

当該委員会の委員長は、理事会の承認をもとに会誌事務局を設置し、事務局員を配置することができる。

当該委員会の委員の選任は、当該委員会において、原則、退任する委員が会員の中から後任を推薦し、当該委員会の承認を得る。その後、理事会において報告し、承認を得る。

4. 編集作業

会誌委員会は、理事会で承認された編集方針に基づき、学会誌の編集と発行を以下の要項で行う。

4.1 依頼記事

会誌委員会は、原稿を依頼し、提出された原稿が論説、随想、解説等の記事として適切であるかを判断する。内容が不適切である場合、原稿が執筆要項、各種投稿原稿割付見本に従っていない場合、著者に照会して修正を求め、原稿を完成させる。

なお、修正箇所が少なく、軽微な修正で済む場合、会誌委員会において行う場合がある。

4.2 論文を除く投稿記事

会誌委員会は、投稿された原稿を学会誌の記事の種類に分類し、記事として適切であるかを判断する。また、原稿に不備があった場合、修正箇所が少なく、軽微な修正で済む場合、「4.1 依頼記事」と同様の対応を行い、原稿を完成させる。

5. 校閲委員会、論文の校閲作業

校閲委員会は、会誌委員会規定第4条、校閲要項第2条に基づいて、投稿された論文の校閲の実務を行う。校閲委員会の委員長は、会誌委員会の副委員長が兼務する。

校閲委員会は、理事会で承認された校閲方針に基づき、投稿論文校閲要項に従って、以下の要項で論文の校閲を行う。

5.1 論文の校閲作業

以下の手順に従って、論文の校閲作業を行う。

(1) 校閲

提出原稿を通読した後、第1および第2校閲委員を決定し、校閲を依頼する。第1および第2校閲委員は、本会の会員に限定する必要はなく、論文を校閲できる有識者とする。

(2) 再校閲

論文について、第1および第2校閲委員の論文の可否の意見が別れた場合、第3校閲委員を選定し、校閲を依頼する。

(3) 採択の可否

2名の校閲委員の掲載可をもって、論文としての採択を可とする。校閲委員会は、校閲結果が掲載可の場合、著者に掲載可を通知し、学会誌としての編集作業を行う。掲載否となった論文について、掲載否の理由を明記した返却理由書を著者に送付する。

5.2 著者への問い合わせ

校閲委員の身分や権威を保障し、厳正中立の立場で校閲を行うため、校閲委員は著者に対して非公開とする。したがって、校閲委員の質問および著者からの問い合わせ等を含むすべての対応は、校閲委員会の責任で行う。

6. 印刷後の原稿の処理

提出された原稿（電子媒体、紙媒体）は、原則、返却しない。印刷後、別刷りの代わりに、責任著者に学会誌を1冊寄贈し、電子媒体を提供する。連名者が居る場合、連名者の人数相当の学会誌を責任著者に送付する。

7. 規定の改廃

会誌委員会および校閲委員会規定の改廃は、軽微な修正事項以外、理事会の承認を必要とする。